

広告出演契約書

____ 広告代理店名 ____ (以下、甲といいます)と ____ プロダクション名 ____ (以下、乙といいます)とは、
____ 広告主名 ____ (以下、丙といいます)のためになされる広告宣伝への、乙の所属アーティスト、____ アーテ
____ イスト名 ____ (以下、丁といいます)の出演に関し、次の通り契約を締結します。

第1条(出演承諾)

甲は乙に対し、甲が企画、制作を委託された丙の広告作品(TV-CF、ラジオ CM、スチール写真等の素材をいいます。以下同じです)への丁の出演、および当該出演にかかる広告物の使用の承諾を求め、乙はこれを承諾します。

第2条(広告宣伝内容)

1. 前条に定める広告宣伝の内容は、以下の通りとします。

テレビ広告、ラジオ広告、新聞広告、雑誌広告、交通広告、屋外広告、POP 広告、ポスター広告、ダイレクトメール広告、カレンダー広告、新聞折込広告、チラシ広告、製品プロモーションビデオ、ノベルティー広告、プレミアム(テレフォンカードを含む)、インターネット広告、カタログ広告、パンフレット広告、その他の販売助成物全般(催事を含む)

2. 丙が自己の開催する催物に、広告宣伝活動の一環として丁の出演を希望する場合、丙は甲を通じて乙に対し申し入れを行い、乙は特別な事情のない限り、この要請に応じるものとします。

第3条(保証)

乙は甲に対し、乙が丁との間に別途締結している専属マネージメント契約に基づき、本契約の締結および履行のために必要な権限を有していることを保証します。

第4条(出演期間)

甲が乙に対し、丁の広告出演を依頼できる期間(以下、出演期間といいます)は、____年__月__日より____年__月__日までの1年間とします。ただし、具体的なスケジュールについては、甲および丙の希望を尊重し、甲乙の協議により調整し、取り決めるものとします。

第5条(使用期間)

1. 広告物の使用期間(以下、使用期間といいます)は、____年__月__日より____年__月__日までの1年間とします。
2. 甲は、新聞、雑誌広告を除く印刷媒体広告については、使用期間満了後3ヵ月以内に可能な限り撤去するものとします。

第6条(第三者出演禁止)

乙は本契約の使用期間中、丙の同業種の第三者または丙と同種もしくは類似の商品を製造または販売する第三者の広告宣伝には丁を出演させてはならず、また丁の肖像、音声、氏名、芸名、略歴等を使用させないものとします。ただし、丙の業務に関する同種または類似範囲が微妙な第三者への出演依頼があった場合には事前に甲乙で協議の上、丁の当該広告への出演の可否について決定するものとします。

第7条(契約料、出演料)

1. 甲は乙に対し、下記に規定する契約料および出演料を支払うものとします。

①契約料

1年間 金_____円也(源泉税込、消費税別)

ただし、初回TV-CF出演料、初回スチール写真出演料を含むものとします。

②TV-CF出演料

1企画 金_____円也(源泉税込、消費税別)

③スチール写真撮影の出演料

1企画 金_____円也(源泉税込、消費税別)

④ラジオCM出演料

1企画 金_____円也(源泉税込、消費税別)

⑤その他の出演料については、その都度、甲乙協議の上、取り決めます。

2. 前項の契約料・出演料は、甲、丙の使用する媒体の発行部数、掲載紙(誌)数、放送局数、放送回数等に関係しないものとします。

第8条(出演不能)

1. 天災地変および病気等、不可抗力の事由により、丁の出演が不能となった場合、甲は第4条の出演期間および第5条の使用期間を延長するか、または本契約を解約することができるものとします。
2. 前項により解約するときは、乙は甲に対し、未使用期間分の契約料を日割計算のうえ返還します。返還額は契約開始日から解除日までの合計日数を365日で除したものに前条第1項第1号の契約料を乗じて算定することとします。

第9条(イメージの尊重)

1. 甲は、丁のCM出演および広告物の使用にあたり、丁の品位やその培ったイメージを損なわないように配慮します。
2. 丁は、丙や丙の商品の品位や信用を傷つけないよう、その言動に配慮し、乙はその責任において丁を管理、監督します。

第10条(所属変更に伴う措置)

乙は、使用期間中に丁が乙の所属を離れる場合、速やかに甲にその旨を連絡します。また、乙は次号のいずれか一つを選択し、甲に対し、本契約の履行を保証します。

- ① 使用期間満了日まで、丁および丁が新たに所属するプロダクションの承諾を得て、乙が本契約上の乙の地位を継続すること。
- ② 乙が丁または丁が新たに所属するプロダクションに、速やかに本契約上の乙の地位を承継させること。

第11条(契約更新)

1. 本契約の更新に関しては、使用期間満了日の1ヵ月前までに甲乙が協議の上、決定します。
2. 本契約の更新に関しては、甲は丙と競合する第三者に優先するものとします。

第12条(契約違反)

甲乙のいずれかが本契約に違反した場合、他方当事者は相当の期間を定めて催告のうえ、それでもなお当該違反が是正されない場合には、本契約を解除することができます。また違反者は、他方当事者に対しその損害の一切を賠償する義務を負うものとします。

第13条(裁判管轄)

本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

第14条(信義則)

甲乙は、本契約に定められた各条項を、信義をもって誠実に履行し、本契約に定めなき事項および本契

約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有します。

年 月 日

甲

乙